

資料 5

全国健康保険協会の設立について

健康保険法改正の概要

趣旨

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定)に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずる。

骨子

1 医療費適正化の総合的な推進

- (1) 生活習慣病対策や長期入院のは正など中長期的な医療費適正化のための医療費適正化計画の策定【平成20年4月】
- (2) 保険給付の内容・範囲の見直し等
 - ・ 現役並みの所得がある高齢者の患者負担の見直し(2割→3割)、療養病床の高齢者の食費・居住費の見直し【平成18年10月】
 - ・ 70~74歳の高齢者の患者負担の見直し(1割→2割)、乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満→義務教育就学前)【平成20年4月】
- (3) 介護療養型医療施設の廃止【平成24年4月】

2 新たな高齢者医療制度の創設

【平成20年4月】

- (1) 後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設
- (2) 前期高齢者(65歳~74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設

3 都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合

- (1) 国保財政基盤強化策の継続【平成18年4月】、保険財政共同安定化事業【平成18年10月】
- (2) 政管健保の公法人化【平成20年10月】
- (3) 地域型健保組合の創設【平成18年10月】

4 その他

中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止等所要の見直し【平成19年3月】 等

政管健保の公法人化の概要

1. 政管健保の公法人化

- 健康保険組合に加入していない被用者の健康保険事業を行う保険者として全国健康保険協会(以下「協会」という。)を設立する(平成20年10月)。適用・徴収業務は、社会保険庁(平成22年1月以降は日本年金機構)において行う。
- 組織
 - ・運営委員会(事業主3名、被保険者3名、学識経験者3名の計9名を大臣が任命)を設ける。予算、事業計画、保険料率の変更等は運営委員会の議を経なければならないものとする。
 - ・理事長は、運営委員会の意見を聴いて、大臣が任命する。
 - ・理事(5人以内)は理事長が任命する。監事(2人)は厚生労働大臣が任命する。
 - ・都道府県ごとに支部を設けるとともに、評議会(評議員は、事業主、被保険者、学識経験者から支部長が委嘱)を置き、支部の業務について意見を聞く。
 - ・職員は理事長が任命する

○ 解散等

- ・協会の解散については、別に法律で定める。
- ・協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

2. 都道府県単位の財政運営

- 都道府県ごとに、年齢構成や所得水準の違いを調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定する。
(なお、都道府県単位の保険料率への移行に伴い、保険料率が大幅に上昇する場合には、5年間に限り、激変緩和措置を講ずる)
- 都道府県単位保険料率は、各支部の評議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経て決定する。
- 協会成立後1年以内に都道府県単位保険料率を決定するものとし、それまでの間は政管健保の保険料率を適用。

3. 財政運営の安定化等

- 予算や事業計画、財務諸表等は大臣認可とする。
- 協会は、毎事業年度、会計監査人の監査を受けるほか、厚生労働大臣の業績評価を受けなければならない。
- 保険料率の変更は大臣認可とともに、保険料率の変更命令や職権変更の権限を大臣に付する。
- 保険料率の上下限(現行66%～91%)は、健保組合と同様とし、30%～100%に改める。
- 2年ごとに5年間の収支の見通しの作成を義務づける。
- 準備金の積立てを義務づける。
- 借入金は大臣認可にする等の規制を行うとともに、借入金には政府保証を付すことができるものとする。

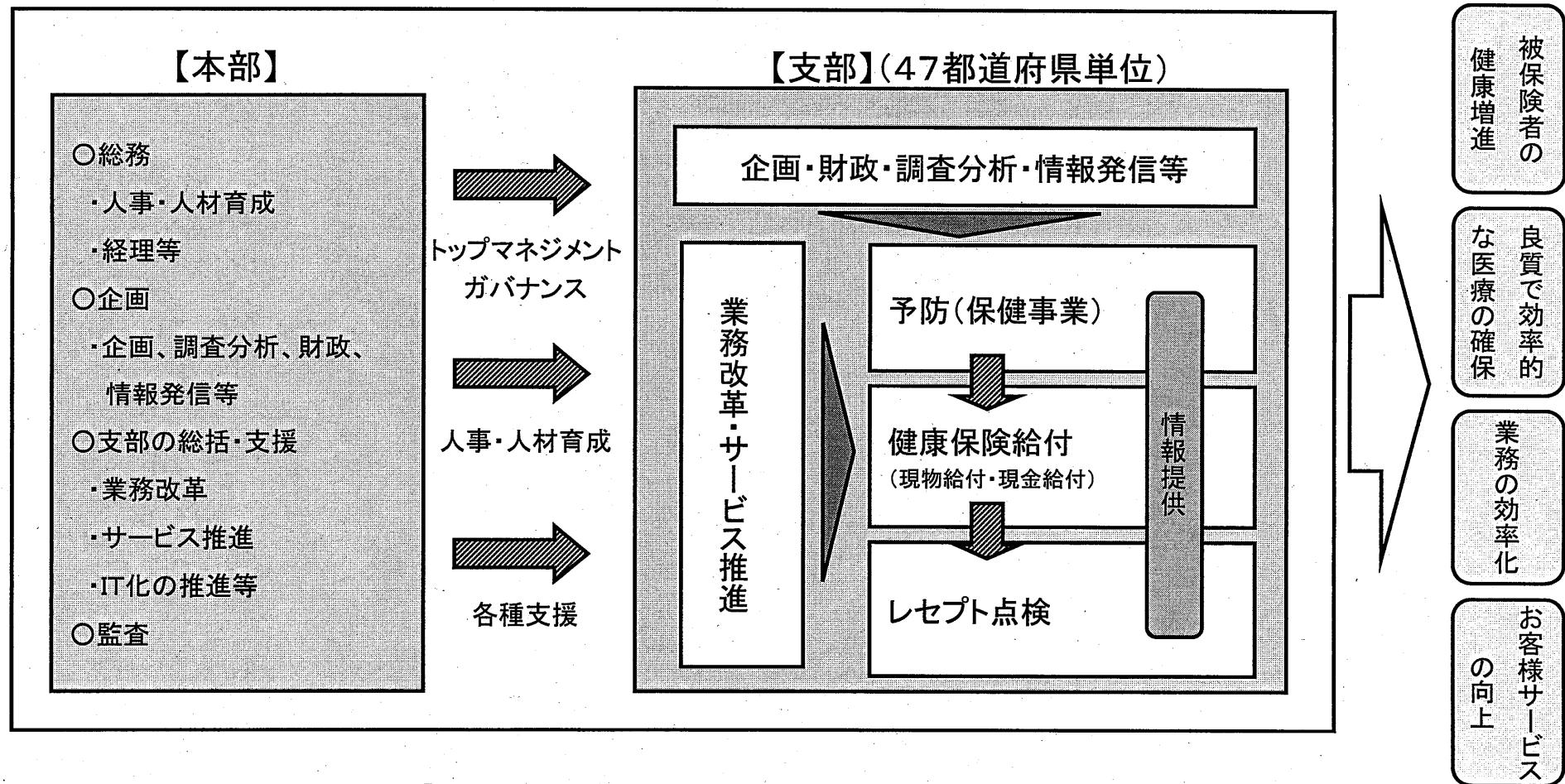
4. 設立に係る措置等

- 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、定款の作成、事業計画の作成等の設立に関する事務を処理させる。
- 設立委員は、協会の職員の労働条件及び採用基準を作成する。社会保険庁からの職員の採用については、社会保険庁長官を通じて、募集を行う。
- 協会の成立の際、健康保険事業に関して国が有する資産及び負債は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。
- 上記のほか、所要の経過措置を講ずる。

5. 施行期日

- 施行期日は、平成20年10月1日とする。ただし、設立委員の関係については、平成18年10月1日から施行する。

協会の業務内容及び組織のイメージ(案)



※ 平成19年7月3日開催「第5回全国健康保険協会設立委員会資料」をもとに行革事務局において作成したもの

全国健康保険協会と日本年金機構の職員採用プロセス比較

	全国健康保険協会	日本年金機構
根拠法	健康保険法	日本年金機構法
発足時期	平成20年10月	平成22年1月（予定）
採用プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣が任命する設立委員が労働条件・採用基準を策定 (平成19年秋目途) ○設立委員が社会保険庁長官を通じて、労働条件・採用基準を提示して、職員募集 ○社会保険庁長官は、協会の職員となることに関する意思を確認し、採用基準に従い、協会の職員となるべき者の名簿を作成 ○設立委員は、長官が作成した名簿について、職員の採否を決定 (平成19年度中) 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金業務・組織再生会議において、「職員の採用についての基本的な事項」について検討 ○年金業務・組織再生会議における意見を踏まえ、政府として基本計画を策定 (平成20年6月目途) ○厚生労働大臣が任命する設立委員が、<u>基本計画に基づき</u>、労働条件・採用基準を策定 ○設立委員が社会保険庁長官を通じて、労働条件・採用基準を提示して、職員募集 ○社会保険庁長官は、機構の職員となることに関する意思を確認し、採用基準に従い、機構の職員となるべき者の名簿を作成 ○設立委員は、長官が作成した名簿について、職員採用審査会の意見を聴いて、職員の採否を決定